

事 務 連 絡
令和8年3月31日

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{指 定 都 市} \\ \text{中 核 市} \\ \text{児童相談所設置市} \end{array} \right]$ 児童福祉主管部（局） 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示の公布について（通知）

平素より、障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

本日、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和8年こども家庭庁告示第5号）が別添のとおり公布され、令和8年6月1日から施行されることとなります。

内容を十分御了知の上、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定の円滑の施行に向けて御協力いただきますよう、お願い申し上げます。また、管内区市町村及び事業所等への周知についてもよろしくお取り計らい願います。